

図記号表三（糖、脂、炭水化物）

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
—飽和脂肪酸	g
—n - 3系脂肪酸	g
—n - 6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
—糖質	g
—糖類	g
—食物繊維	g
食塩相当量	g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n - 3系脂肪酸、n - 6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg

備考

- 1 食品単位は、100 g、100ml、1 食分、1 包装その他の 1 単位
のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場
合は、1 食分の量を併記して表示する。

- 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を 0 とするものにつ
いては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括し
て表示することができる。
- 4 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合に
あっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。
- 5 ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食
塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩
相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示す
る。
- 6 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについ
ては、この様式中当該成分を省略する。
- 7 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、別表第九の
第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。
- 8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略す
ることができる。